

# 加 入 基 準

## 1 加入条件等

### (1) チーム構成の定義

加盟のできるチームは、高校年齢層以上の者（16歳以上で性別は問わない）で編成された、次のいずれかに該当するチームとする。

ただし、職業野球競技者及び他の団体に登録されている者は、加盟できない。

#### ア 事業所チーム（職域チーム）

(ア) 市内事業所に所属する者で編成し、登録人員の3分の2以上が同一職場（市内）に勤務する者で編成しているチーム。

(イ) 原則として1事業所1チームとするが、従業員数に応じて複数チームの加盟を認める。

(ウ) 事業所チーム及び事業所の許可を得ている事業所内クラブチームは社名を付けること。

#### イ クラブチーム（地域チーム）

(ア) 市内、隣接市村（町田市、八王子市、檜原村、上野原市）、神奈川県内に居住、勤務する者および市内に在学する者で構成しているチーム。ただし、チームの構成者の3分の2以上は、市内に居住、勤務および在学するものとする。

(イ) 市内に在学する者で学生野球組織等に所属していない者は、クラブチームに所属することができる。

(ウ) クラブチームは、チーム名に地域名を付けること。

#### ウ 学生チーム

(ア) 市内に所在する学校等に所属する学生野球組織等に所属していない者で構成するチーム。

(イ) 全日本軟式野球連盟（以下「全軟連」という。）が認めていない野球組織等に所属できない。

(ウ) 学校単位で編成する学生チームは、学校名の後に「クラブ」を付けること。

#### エ チーム名称

おおむね12文字以内とする。

※「在学」とは学校教育法第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校、第134条に規定する各種学校に在籍していることをいう。

※職業野球競技者及び他の団体に登録されている者、他市町村の野球協会・連盟等との二重登録はできない。

### (2) 加入方法

ア 所定の様式で申請を行い、加盟審査会（1月・年1回）を経て理事会で審査し、承認された場合、加盟が認められる。

イ 所定の様式は、協賛スポーツ店、(公財)相模原市スポーツ協会事務局、その他に配置する。

の

### (3) 加盟申請

ア 加盟を希望するチームは、加盟申請書に推薦書、相模原市野球協会登録票を添付し、指定する日までに指定する場所へ申請すること。

なお、推薦者は協賛スポーツ店若しくは当協会加盟3年以上の登録チームのいずれか1団体とする。

イ 申請書提出時の相模原市野球協会登録票は、審査のための仮登録票である。

ウ 選手登録人員は14名以上25名以内とし、全軟連登録の他チームに所属していないこと。

エ チーム代表者は、市内に居住、勤務または在学であること。

オ チームの所在地は、市内であること。

カ チーム構成員が当該年度の4月1日時点で全て満40歳以上の場合は、マスターズ級の登録となる。また、登録選手全員が満50歳以上の場合は、シニア級登録を認める。

キ 背番号は0番から99番とし、監督は30番、主将は10番とする。

ク 加盟承認後登録申請を行うチームは、登録人員全員が傷害保険に必ず加入すること。

## 2 ユニフォーム等

(1) 同一チームの監督、コーチ、選手は、同色、同形、同意匠のユニフォームを着用すること(アマチュアであるので、派手な色彩は自粛すること)。

(2) 胸のチーム名は日本字又はローマ字とし、常識的な斜めまで認める。また、チーム名の代わりにマークを付けることができるが、全員が統一すること。

(3) ユニフォームの袖の長さは両袖同一とし、左袖には県大会出場時に日本字又はローマ字で県名を付けるため、他のマーク等を付けてはならない。ただし、右袖には、社章、商標、常識的なクラブのマスコット等を付けても差し支えない。

(4) 首衿をつける場合は、2cm以下とする。

(5) 背番号の規格は、最小限15.2cm以上。最大限、長さ21cm、幅16cm、太さ4cm以内とする。

(6) 背中に選手名をつける場合は、全員が背番号の上にローマ字で姓のみとする。ただし、同姓の者がいる場合には、名前の頭文字を入れても良い。

(7) 胸番号、腰番号は常識的な大きさは認める。

(8) ズボンのラインは3色までで、幅は3~4cmくらいとする。

(9) 帽子の色は3色まで、マークの幅は15cm、高さは7cm以内とする。マークの色は、帽子の色を含めて4色までとする。日本字又はローマ字とし常識的な斜めまで

認める。また、社章、商標の登録をしていればマークとしての使用を認める。

- (10) スパイクの色、デザインなどは自由としチーム内での統一は不要とする。ハイカットのスパイクシューズの使用を認める。
- (11) アンダーシャツは、全員同色のものでなければならない。
- (12) 会社の商標、商品マークを認めるが付けるところは限定される。

### 3 用具

#### (1) バット

- ・一本の木材で作った木製バットのほか、竹片、木片などの接合バットであること。木製については公認制度を適用しない。
- ・金属・ハイコン（複合）バットは、J S B Bのマークを付けた公認のものに限る。
- ・着色バットは木製、接合とも木目の見える程度の塗装とする。
- ・金属・ハイコンバットの色の制限はないが、単色以外の場合は連盟の承認が必要。
- ・マスコットバットを次打者席に持ち込むことは差し支えないが、プレイの状況に注意し、適切な処置をすること。
- ・競技場内での素振り用パイプ、リングの使用は禁止する。

#### (2) グラブ

- ・グラブの色は投手以外制限なし。

#### (3) マスク

- ・連盟公認のもの以外は使用できない。

#### (4) レガース・プロテクター及びファールカップ

- ・捕手はレガースとプロテクター及びファールカップを着用すること。

#### (5) ヘルメット

- ・打者、次打者、走者及びランナーズコーチはヘルメットを着用すること。
- ・捕手は、捕手用ヘルメットを着用すること。
- ・打者用ヘルメットを7個以上用意すること。

#### (6) 手袋、汗取りサポーターの使用は認める。ただし、投手が手首にリストバンド、サポーター等を使用することを禁止する。

#### (7) サングラスの着用

- ・サングラスは着用する以外、身に付けることは認めない（サングラスの反射「ミラー系」の使用を認める）。

#### (8) その他

- ・試合規則、グラウンドルール等は大会ごとに作成する競技運営に関する注意事項及び関連する規則による。

### 4 協賛スポーツ店

- (1) 協賛スポーツ店として理事会の承認を得た場合は、協会より看板を貸与する。また、新規加盟を希望するチームの推薦権が与えられる。
- (2) 責務

- ① 申請書等の保管
- ② 申請書の事務局への送付
- ③ 推薦チームの指導、監督
- ④ 年1回、協会登録及び説明会への参加

## 5 職業野球競技者で退団後の連盟復帰について

円満退団後1年を経過した者で次の条件を具備した者に限り役員（審判員）、選手として復帰申請ができる。

- ① 職業野球退団者アマチュア復帰申請書 1通
- ② 最終所属球団の円満退団証明書 1通
- ③ 履歴書（球団関係明細） 1通
- ④ 再び職業野球に復帰しない旨の誓約書 1通
- ⑤ 支部長意見書 1通

## 6 その他

- (1) その他は全軟連規則、神奈川県野球連盟規約及び相模原市野球協会会則による。
- (2) 問い合わせメールアドレス [Sagamihara.sbc.1946@gmail.com](mailto:Sagamihara.sbc.1946@gmail.com)
- (3) 協会ホームページアドレス <http://sagamiba.ptu.jp>

# 加 盟 申 請 書

我々は、アマチュア精神に則り、野球規則を遵守し、相模原市野球協会発展の一翼を担うことを誓い、ここに、会員名簿を添付し、加盟申請します。

平成 年 月 日

相模原市野球協会長 殿

加盟申請チーム

名 称 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

推 薦 書

このたび、相模原市野球協会に加盟を希望している下記のチームについては、二年間、責任を持って指導することを条件に、推薦します。

加盟希望チーム名 \_\_\_\_\_

平成 年 月 日

相模原市野球協会長 殿

推 薦 者

名 称 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_